

2024年認定事業主

株式会社コジマ（宇都宮市）



行動計画期間

平成27年10月1日～令和元年8月31日

取組内容

① 制度の導入

- ・不妊治療を受ける場合、1年間に6日を上限として、1日または1時間単位で特別休暇（有給扱い）として取得できる。
- ・失効分積立年次有給休暇は、不妊治療を行うため、入院または通院が必要であると認められる場合、最長40日取得できる。

② 方針・周知

- ・不妊治療と仕事の両立に関する方針及び①の制度について、社内通知や休憩室／事務所へ掲示、朝礼等での伝達、社内報で周知している。

③ 研修等

- ・従業員向けの研修を実施し、自社の取組方針を周知した。

④ 相談担当者の選任・周知

- ・相談担当者を選任し、社内回覧で周知している。

『誰もがいきいきと働くことができるコジマを目指して』

企業のコメント

当社は、これまでも子育てや家族の介護のための休暇制度など、働きやすい環境づくりに力を入れておりました。また定期的に行っている自己申告アンケートや、育児・介護両立支援窓口を通じて、不妊治療と仕事を両立したいとの声が寄せられ、会社としてこれを支援することとし制度を導入しました。

今回の制度の導入によって、今まで以上に仕事と家庭の両立がしやすくなり、従業員の生活がより豊かになることを願っています。また、働くなかま同士がお互いを思いやり、助け合いながら楽しく働ける風土づくりにも繋がるものと考えています。

頂いた認定マークは、名刺への掲載や採用時にワークライフバランスの両立ができる企業であることのPR等に活用してまいります。

不妊治療と仕事との両立に関する制度利用者のコメント

私は不妊治療のために時間単位で不妊治療休暇制度を利用しました。突発的に通院が必要になり遅刻が発生する際にも仕事に穴を空けることなく、仕事と不妊治療を両立することができました。また、制度があることで会社が応援してくれているという安心感もて、後押しにもなりました。私は第一子・第二子ともに不妊治療を経験しました。第一子の際は制度がなく苦労も有りましたが第二子の際は制度が整備され、周知もされていたため、申出時もスムーズに理解いただき、仕事と治療を両立することができました。周りで支えてくださった方には本当に感謝しています。